

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県知事は自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和3年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、自立支援医療費の支給認定及び受給者証の交付事務を行う。 特定個人情報ファイルは、①自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査、支給認定、取り消し ②支給認定、申請内容の変更 ③受給者証の交付(再交付)、返還にかかる事務に使用する。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第2 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	医療保健部健康推進課 〒514-8570 津市広明町13番地 059-224-2273

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月24日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成30年10月24日	I-5-① 部署	健康福祉部障がい福祉課	医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成30年10月24日	I-8 連絡先	健康福祉部障がい福祉課	医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成31年2月8日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和3年1月26日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条、第59条の2の2	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和3年1月26日	I-5-① 部署	医療保健部健康づくり課	医療保健部健康推進課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和3年1月26日	I-8 連絡先	医療保健部健康づくり課	医療保健部健康推進課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)